

新監査公表第 17 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項及び第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 6 年 3 月 27 日

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	飯 塚 孝 子
同	深 谷 成 信

財政援助団体等監査結果の報告

第1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第2項及び第7項の規定に基づく出資団体監査

第3 監査の対象

(1) 対象団体

公益財団法人新潟市スポーツ協会

(2) 所管課

文化スポーツ部スポーツ振興課

第4 監査の着眼点

(1) 対象団体

- ・ 設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか。
- ・ 経営成績及び財政状態は良好か。
- ・ 決算書等は法令や会計基準に準拠して作成されているか。
- ・ 出納その他の事務の執行が効率的かつ適正に行われているか。
- ・ 内部統制体制は適切に整備され、運用されているか。
- ・ 自主的な経営を進めるための取組（自主財源の確保等）はどうか。

(2) 所管課

- ・ 対象団体の経営成績及び財政状態、施設の状況を十分に把握し、適切な指導監督、管理を行っているか。
- ・ 対象団体と行政との役割分担は明確になっているか。また、連携がうまく図られているか。

第5 監査の対象事務

令和4年4月から令和5年3月までに執行された事務事業

第6 監査の実施手続

監査にあたっては、書面審査、現地確認及び関係者からの説明聴取等により実施した。

第7 監査等の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び公益財団法人新潟市スポーツ協会の執務室等

(2) 実施日程

令和5年11月6日から令和6年3月27日まで

第8 監査対象団体の概要

(1) 名称及び所在地

公益財団法人新潟市スポーツ協会

(新潟市中央区一番堀通町 3-1 新潟市陸上競技場内)

(2) 基本財産等

500,500 千円 (市出捐額 500,500 千円 市出捐比率 100.0%)

(3) 設立目的及び事業

公益財団法人新潟市スポーツ協会(以下「財団」という。)は、新潟市及びその周辺地域におけるスポーツの普及振興に関する事業を行い、市民の体力向上を図り、スポーツ精神を養うことに寄与することを目的として、主に次の事業を行っている。

ア 講習会・研修会事業

イ 主催(共催)事業

ウ ジュニア強化事業

エ スポーツ少年団事業

オ 助成事業

カ 区スポーツ協会支援事業

(4) 沿革

昭和 42 年 新潟市より基本財産として 50 万円の出捐を受け、財団法人新潟市体育協会を設立。

平成 3 年 新潟市より基本財産として 1 億円の増額出捐を受ける。

平成 4 年 新潟市より基本財産として 2 億円の増額出捐を受ける。

平成 5 年 新潟市より基本財産として 2 億円の増額出捐を受ける。

平成 24 年 公益財団法人に移行。

平成 30 年 公益財団法人新潟市スポーツ協会に名称変更。

(5) 組織の状況

(単位：人)

	合計	市兼任	市OB	プロパー	その他
役員	27	4	2		21
常勤	1		1		
非常勤	26	4	1		21
職員	5		1	2	2
常勤	2			2	
非常勤	3		1		2
合計	32	4	3	2	23

※令和 4 年 7 月 1 日現在

(6)財務の状況

ア 貸借対照表

(単位：円)

科 目	令和4年度	令和3年度	増 減
I 資産の部			
1 流動資産	4,237,454	14,768,758	△10,531,304
2 固定資産	500,500,000	500,500,000	0
資産合計	504,737,454	515,268,758	△10,531,304
II 負債の部			
1 流動負債	524,368	453,817	70,551
2 固定負債	0	0	0
負債合計	524,368	453,817	70,551
III 正味財産の部			
1 指定正味財産	500,500,000	500,500,000	0
2 一般正味財産	3,713,086	14,314,941	△10,601,855
正味財産合計	504,213,086	514,814,941	△10,601,855
負債及び正味財産合計	504,737,454	515,268,758	△10,531,304

※各年度とも3月31日時点の数値

イ 正味財産増減計算書

(単位：円)

科 目	令和4年度	令和3年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
経常収益	39,895,944	47,425,784	△7,529,840
経常費用	50,424,899	47,209,739	3,215,160
当期経常増減額	△10,528,955	216,045	△10,745,000
経常外収益	0	0	0
経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税、住民税及び事業税	72,900	0	72,900
当期一般正味財産増減額	△10,601,855	216,045	△10,817,900
一般正味財産期首残高	14,314,941	14,098,896	216,045
一般正味財産期末残高	3,713,086	14,314,941	△10,601,855
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	500,500,000	500,500,000	0
指定正味財産期末残高	500,500,000	500,500,000	0
III 正味財産期末残高	504,213,086	514,814,941	△10,601,855

※各年度とも4月1日から3月31日までの間の数値

(7)本市からの財政的援助の状況

ア 基本財産運用益の状況

本市は、平成3年から平成5年にかけて、5億円を増額出捐し、財団による自立的経営を図ってきた。財団は、基本財産運用益を活用して、本市からの財政的援助に頼らずに運営費及び事業費を賄うことを企図していたものの、低金利の状態が続いている近年において、基本財産運用益は出捐時に見込んでいたほどの収益をあげることはできない状況となっている。

イ 補助金の状況

基本財産運用益が、出捐当初に見込んだほど期待できないことから、令和4年度より事業費補助金は見直され、基本財産を取り崩して活用することとしているが、本市への財政的依存度は依然として高い状態にある。

(単位:千円)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
経常収益(A)	38,397	39,380	47,769	47,426	39,896
市補助金(B)	27,592	28,296	37,502	37,031	29,036
内運営費補助金	18,477	19,168	28,374	28,592	29,036
内事業費補助金	9,115	9,128	9,128	8,439	0
財政的依存度(B/A)	71.9%	71.9%	78.5%	78.1%	72.8%
基本財産運用益	6,422	6,533	6,533	6,296	6,148

第9 監査の結果

監査した結果、出納その他の事務については概ね適正に行われていることを確認したが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

また、監査対象団体の運営について意見を付したので、監査対象団体及び所管課においては、適切な措置を講じられたい。

(1)指摘事項

該当なし

(2)注意事項

ア 期末手当等にかかる賞与引当金の未計上 団体

【事実】

財務諸表に期末手当等にかかる賞与引当金が計上されていなかった。

【見解】

期末手当等は令和5年6月に支給されることが予想され、かつその金額も合理的に見積もることができ、令和5年3月末時点で引当金計上の要件を満たしているため、実質的に発生している額に相当する賞与引当金を計上する必要がある。なお、賞

与を支給した場合には必ず社会保険料が発生し、金額を合理的に見積もることができるため、社会保険料の法人負担分についても、合せて計上しなければならない。

イ 切手及びタクシーチケットの管理が不適切だったもの 団体

【事実】

切手及びタクシーチケットについて、管理簿が整備されていないため、使用状況が確認できず、現物の残数しか把握していなかった。

【見解】

切手及びタクシーチケットについては管理簿を作成し、出し入れの都度、使用状況を管理簿に適切に記帳することを徹底し、定期的に残数を管理簿に照らし合わせて確認を行う必要がある。

ウ 領収証書の取扱いが不適切だったもの 団体

【事実】

現金を受領する際の領収証書の使用方法を確認したところ、番号を付番せず、連番管理していなかった。

【見解】

領収証書は使い始める前にあらかじめ全てのページに付番するなど、領収証書の不正使用による横領のリスクへの対策を整備する必要がある。

(3) 意見

財団は市民の体力向上を図り、スポーツ精神を養うことに寄与することを目的に設立され、市民スポーツ活動の普及・振興や、競技水準の向上等を基本方針として掲げ、競技団体や学校団体等の加盟団体と共に本市のスポーツの普及と強化に取り組んでいる。

スポーツを取り巻く現状としては、令和4年度において、本市の週1日以上スポーツをする成人の割合は50.8%^{*1}であり、全国の52.3%^{*2}よりも下回っている状況にある。デジタル化の進展に伴うスクリーンタイムの増加による運動不足や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響などによるスポーツ離れが懸念されているほか、少子化の影響によるチームスポーツを行う機会の減少などもあり、スポーツ環境の変化への対応等が課題となっている。また、中学校の部活動では地域移行が進められており、学校や教員に代わる受入れ団体や指導者が必要とされ、教育現場や地域において、様々な課題が生じている。このような状況において、誰もが参加できるスポーツの機会創出や、選手及び指導者の育成といった財団の従来役割は、益々重要性を増し、中学校部活動の地域移行においても、学校と競技団体を繋ぐ調整役として、財団には主要な役割を果たすことが期待されている。

しかし、財団の自主財源は乏しく、財政的依存度は高い状態にあり、人的資源においても制約がある中、従前の事業を遂行しながら、時代の変化に応じた課題等へ対応していくことは困難である。そのため、所管課であるスポーツ振興課と協議のうえ、これからの時代に財団が真に果たさなければならない使命や、財団とスポーツ振興課との役割を整理し、将来に向けて事業を再構築しなければならない。また、財政的及び人的課題に対して、スポーツの普及・振興等と体育施設の指定管理業務を一体的

に取り組んでいる他都市の団体の事例等を参考に、持続可能な組織のあり方について検討をすることも必要である。

スポーツの持つ意義や役割は多様であり、体力の向上や健康増進に資するだけでなく、様々な人や地域との交流を深め、生活の質の向上や自己実現を図り、心の豊かさや生きがいをもたらすことが期待される。市民一人一人がスポーツによって得られる効果を享受し、それぞれのライフステージに応じたスポーツに親しめる機会を得るために、各競技団体の果たす役割は重要性を増し、それらを加盟団体とする財団の存在意義は高いものとなっている。加盟団体を取りまとめ、関係機関と連携して、スポーツの普及と強化に取り組み、新潟市スポーツ推進計画が基本理念として掲げる「スポーツによる活力の創出」の実現に資することを期待するものである。

(出典)

※1 令和4年度「次期総合計画成果指標に関するアンケート」(新潟市)

※2 令和4年度「スポーツの実施状況等に関する世論調査」(スポーツ庁)